「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」基本方針骨子（案）

資料 No. 4-1

１．はじめに

基本方針策定の趣旨

- 平成 31 年４月に「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」を制定。
- 条例に基づき、国立市の人権・平和施策の方向性全般を示す「（仮）国立市人権・平和施策基本方針」を策定。

基本方針の位置づけ

- 「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」第９条に基づき策定。
- 国立市が人権・平和のまちづくりを目指す上で、市が取り組むべき課題とそれに対する基本的な施策を明らかにし、市があらゆる施策を推進する上での基本的な考え方となるもの。
- 国立市総合基本計画と共に、市の人権・多様性・平和に関する施策の指針となるもの。

２．基本理念と４つの目標

基本理念

人権・平和のまちづくりを推進する基本理念：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

４つの目標

- ソーシャル・インクルージョンを基本にした共生のまち
- 人権の意識を高め、個人がかけがえのない存在として尊重されるまち
- 多様性を受け入れ活かし合い、誰もが自分らしく生きられるまち
- 平和を希求し、協力と対話を通じて相互理解と交流を深めるまち

３．人権~~・平和~~施策の方向~~性~~

（１）人権教育・啓発の推進（しる・まなぶ・わかる・かんがえる）

- 人権・多様性・平和の学習機会
- 啓発活動、研修機会
- 当事者の声を届ける集い

（２）人権救済・相談支援体制の構築（ささえる・たすける・まもる・つつむ）

- 人権侵害、差別被害への相談支援
- 相談窓口での情報提供
- 被害への対策と加害に対する措置の検討
- セーフティネットの構築、自立支援

（３）人権に配慮した環境整備（はたらく・つかう・つながる・いかす）

- ソーシャル・ファームの創設
- コミュニティとつながる場
- ユニバーサル・デザインの導入
- ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進

~~**（４）平和を願い求める文化の創造（かんじる・きく・つたえる・つくる）**~~

~~・平和を継承する事業~~

~~・自治体や団体等との交流~~

~~・協力と対話で相互理解をはかる文化~~

４．分野別人権課題と施策の推進

（１） 女性

（２） 子ども・若者

（３） 高齢者

（４） しょうがいしゃ

（５） 感染症、疾病にかかる差別

（６） 被差別部落出身者

（７） 外国にルーツのある人

（８） 性的指向、性自認にかかる差別

（９） インターネット上の誹謗中傷

（10） 災害時要援護者

（11） ~~働く場における差別や嫌がらせ~~ → ハラスメント

（12） 様々な人権侵害

- アイヌの人々
- 北朝鮮による拉致問題
- 刑を終えて出所した人
- 犯罪被害者やその家族
- 路上生活者
- 職業差別

５．平和施策の推進

【課題】戦争体験者の高齢化、戦争体験の伝承

【施策~~の方向性~~】

・戦争・原爆の体験者の平和への思いを次世代につなぐ~~事業~~ → 取組み

~~・くにたち平和の日事業~~ → ・国立市平和都市宣言等に基づくまちづくりの推進

~~・平和首長会議との連携~~ ~~・小学生の平和派遣事業~~ → ・様々な団体等との平和交流

６．推進体制

行政における推進体制

- 市長のリーダーシップのもと、全庁的な推進体制を整備。
- 職員の人権感覚を高めるための実効的な研修を実施。

国立市人権・平和のまちづくり審議会

- 「国立市人権・平和のまちづくり審議会」において、本基本方針その他人権・平和のまちづくりの推進に関する事項について審議。
- 市は人権・平和施策に関して審議会の意見を聞き、施策を実施。

公表と見直し

- 基本方針の策定時、変更時は速やかに公表。
- 基本方針は○年○月を始期として終期は定めない。
- 新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じて見直し。